

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)関係

(注) ____を付した部分は改正関係部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第30条の2((山林所得に係る森林計画特別控除))関係 (森林計画特別控除の対象となる山林所得) 30の2 - 1 措置法第30条の2第1項に規定する森林計画特別控除の対象となる山林所得は、森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた同法第11条第1項に規定する森林施業計画(以下この項において「認定森林施業計画」という。)に基づいて伐採又は譲渡した山林に係る山林所得に限られるから、当該森林施業計画を有する者が山林を伐採又は譲渡した場合であっても、次に掲げる山林に係る山林所得については、森林計画特別控除の特例は適用されないことに留意する。 (1) (2) (3) (4) <u>森林法第11条第4項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための森林施業計画のうち、森林法施行規則第13条第2項第3号ハに規定する特定広葉樹育成施業森林に係る森林施業計画(当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。)</u>の対象とされていた山林 (5) <u>認定森林施業計画につき森林法第16条((認定の取消し))又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項((森林施業計画の変更の特例))の規定による認定の取消しがあった場合の当該森林施業計画の対</u>	措置法第30条の2((山林所得に係る森林計画特別控除))関係 (森林計画特別控除の対象となる山林所得) 30の2 - 1 措置法第30条の2第1項に規定する森林計画特別控除の対象となる山林所得は、森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画(森林法第11条第1項又は第18条第1項に規定する森林施業計画及び同法第18条の2第1項又は第18条の4第1項に規定する特定森林施業計画(森林法施行令第3条の3の2第3号に掲げる特定森林施業の実施に関する特定森林施業計画を除く。))並びに同法第18条の3第1項又は第18条の4第3項に規定する一般森林施業計画をいう。以下この項において「認定森林施業計画」という。)に基づいて伐採又は譲渡した山林に係る山林所得に限られるから、当該森林施業計画を有する者が山林を伐採又は譲渡した場合であっても、次に掲げる山林に係る山林所得については、森林計画特別控除の特例は適用されないことに留意する。 (1) (2) (3) (4) <u>認定森林施業計画につき森林法第16条((認定の取消し))</u>(同法第18条第2項の規定により適用される場合又は同法第18条の3第3項、第18条の4第5項若しくは第18条の4第6項の規定により読み替えて適用され

改 正 後	改 正 前
象とされていた山林 (注)。 (廃 止) (分収造林契約等の収益についての適用) <u>30の 2 - 2</u>。 (森林計画特別控除額の計算) <u>30の 2 - 3</u>。	る場合を含む。以下同じ。)、同法第18条の 3 第 4 項 (同法第18条の 4 第 5 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。) 又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第 3 項 ((森林施業計画の変更の特例)) の規定による認定の取消しがあった場合の当該森林施業計画の対象とされていた山林 (注)。 (森林施業計画の種類) <u>30の 2 - 2</u> 措置法第30条の 2 第 1 項に規定する「同法第11条第 1 項又は第18条第 1 項に規定する森林施業計画」には、森林法第18条の 2 第 1 項又は第18条の 4 第 1 項に規定する特定森林施業計画 (森林法施行令第 3 条の 3 の 2 第 3 号に掲げる特定森林施業 (特定広葉樹育成施業) の実施に関する特定森林施業計画を除く。) 及び同法第18条の 3 第 1 項又は第18条の 4 第 3 項に規定する一般森林施業計画が含まれる。また、森林施業計画及び一般森林施業計画には、森林所有者の有するすべての森林を対象とする属人森林施業計画と森林法施行令第 3 条の 3 《共同して施業することを相当とする森林の基準》に定める森林の面積その他の基準に適合する一団の森林を対象とする団地共同森林施業計画とがある。団地共同森林施業計画においては森林所有者の有する森林の一部についてのみ当該森林施業計画の対象とされている場合があるので、その場合には、当該森林施業計画の対象とされている山林の伐採又は譲渡に係る山林所得に限り、措置法第30条の 2 第 1 項の規定の対象となることに留意する。 (分収造林契約等の収益についての適用) <u>30の 2 - 3</u>。 (森林計画特別控除額の計算) <u>30の 2 - 4</u>。

改 正 後	改 正 前
措置法第31条の2((優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例))関係 (建築物の「建築面積」の意義) 31の2 - 7 措置法第31条の2第2項第6号に規定する建築物の「建築面積」は、・・・・・・・・・・。 (建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) 31の2 - 8 措置法第31条の2第2項第6号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域(以下「施行地区」という。)の面積とは、・・・・・・・・・・。 (注) 措置法令第20条の2第5項第2号口に規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、・・・・・・・・・・。 (建築事業を行う者が死亡した場合) 31の2 - 9 措置法第31条の2第2項第6号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事の完了前に死亡した場合であっても、・・・・・・・・・・。 (注) 措置法第31条の2第2項第6号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事完了前に当該建築物の建築事業の施行地を譲渡した場合には、・・・・・・・・・・。 (建築物を2以上の者が建築する場合) 31の2 - 10 措置法第31条の2第2項第6号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第13号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が2以上ある場合における同条第1項の規定の適用についての留意事項並びに同条第2項第6号及び第13号に規定する要件の判定は、次による。 (1) ・・・・・・・・・・。	措置法第31条の2((優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例))関係 (建築物の「建築面積」の意義) 31の2 - 7 措置法第31条の2第2項第5号に規定する建築物の「建築面積」は、・・・・・・・・・・。 (建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) 31の2 - 8 措置法第31条の2第2項第5号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域(以下「施行地区」という。)の面積とは、・・・・・・・・・・。 (注) 措置法令第20条の2第4項第2号口に規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、・・・・・・・・・・。 (建築事業を行う者が死亡した場合) 31の2 - 9 措置法第31条の2第2項第5号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事の完了前に死亡した場合であっても、・・・・・・・・・・。 (注) 措置法第31条の2第2項第5号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事完了前に当該建築物の建築事業の施行地を譲渡した場合には、・・・・・・・・・・。 (建築物を2以上の者が建築する場合) 31の2 - 10 措置法第31条の2第2項第5号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第12号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が2以上ある場合における同条第1項の規定の適用についての留意事項並びに同条第2項第5号及び第12号に規定する要件の判定は、次による。 (1) ・・・・・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
(2) 措置法第31条の2第2項第6号に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、・・・・・・・・・・。 (3) 措置法第31条の2第2項第13号イに規定する住宅の床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・・・・・・・・・・。 (措置法第31条の2第2項第8号の「宅地の造成」の意義) 31の2-11 措置法第31条の2第2項第8号に規定する「宅地の造成」は住宅建設の用に供するものに限らないから、・・・・・・・・・・。 (宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用) 31の2-13 措置法第31条の2第2項第8号に規定する宅地の造成を行う個人又は法人は、・・・・・・・・・・。 なお、措置法第31条の2第2項第9号又は第10号に掲げる土地等の譲渡についても同様である。 (宅地の造成等を行う個人又は法人) 31の2-14 措置法第31条の2第2項第6号に規定する建築物の建築又は同項第8号若しくは第10号若しくは第11号に規定する宅地の造成又は同項第12号若しくは第13号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・・・・・・・・・・。 したがって、例えば、同項第13号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・・・・・・・・・・。 (「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義) 31の2-15 措置法第31条の2第2項第10号又は同項第11号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」とは、・・・・・・・・・・。 (注)・・・・・・・・・・当該造成された住宅地に措置法第31条の2第2項第12号に規定する「一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅」が建設される場合であっても、同項第12号の規定の適用はない。	(2) 措置法第31条の2第2項第5号に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、・・・・・・・・・・。 (3) 措置法第31条の2第2項第12号イに規定する住宅の床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・・・・・・・・・・。 (措置法第31条の2第2項第7号の「宅地の造成」の意義) 31の2-11 措置法第31条の2第2項第7号に規定する「宅地の造成」は住宅建設の用に供するものに限らないから、・・・・・・・・・・。 (宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用) 31の2-13 措置法第31条の2第2項第7号に規定する宅地の造成を行う個人又は法人は、・・・・・・・・・・。 なお、措置法第31条の2第2項第8号又は第9号に掲げる土地等の譲渡についても同様である。 (宅地の造成等を行う個人又は法人) 31の2-14 措置法第31条の2第2項第5号に規定する建築物の建築又は同項第7号若しくは第9号若しくは第10号に規定する宅地の造成又は同項第11号若しくは第12号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・・・・・・・・・・。 したがって、例えば、同項第12号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・・・・・・・・・・。 (「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義) 31の2-15 措置法第31条の2第2項第9号又は同項第10号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」とは、・・・・・・・・・・。 (注)・・・・・・・・・・当該造成された住宅地に措置法第31条の2第2項第11号に規定する「一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅」が建設される場合であっても、同項第11号の規定の適用はない。

改 正 後	改 正 前
(「一団の宅地の面積」の判定) 31の2 - 16 措置法第31条の2第2項第8号イ、同項第10号イ又は同項第11号イに規定する「一団の宅地の面積」の判定は、・・・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・・・。 (4) ・・・・・・・・・・。 (「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義) 31の2 - 17 措置法規則第13条の3第1項第8号又は同項第11号に規定する「土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人」には、・・・・・・・・・・。 (区画整理促進機構の証明の日前に土地等を譲渡した場合) 31の2 - 18 ・・・・・・・・・・、措置法規則第13条の3第1項第8号又は同項第11号に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・・・・・・・。 (「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者) 31の2 - 19 措置法第31条の2第2項第12号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅」は、・・・・・・・・・・。 (「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定) 31の2 - 20 措置法第31条の2第2項第12号ロに規定する「中高層の耐火共同住宅にあっては住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上」又は「中高層の耐火共同住宅の床面積が1,000㎡以上」であるかどうかの判定は、・・・・・・・・・・。	(「一団の宅地の面積」の判定) 31の2 - 16 措置法第31条の2第2項第7号イ、同項第9号イ又は同項第10号イに規定する「一団の宅地の面積」の判定は、・・・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・・・。 (4) ・・・・・・・・・・。 (「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義) 31の2 - 17 措置法規則第13条の3第1項第7号又は同項第10号に規定する「土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人」には、・・・・・・・・・・。 (区画整理促進機構の証明の日前に土地等を譲渡した場合) 31の2 - 18 ・・・・・・・・・・、措置法規則第13条の3第1項第7号又は同項第10号に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・・・・・・・。 (「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者) 31の2 - 19 措置法第31条の2第2項第11号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅」は、・・・・・・・・・・。 (「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定) 31の2 - 20 措置法第31条の2第2項第11号ロに規定する「中高層の耐火共同住宅にあっては住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が15以上」又は「中高層の耐火共同住宅の床面積が1,000㎡以上」であるかどうかの判定は、・・・・・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
(換地処分後の土地等の譲渡) 31の 2 - 21、当該換地処分により取得した土地等をその取得の日から当該期間の末日までの間に措置法第31条の 2 第 2 項第 13号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人に譲渡したとき (当該譲渡に係る土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供される場合に限る。) は、。 (住宅の床面積等) 31の 2 - 22 措置法第31条の 2 第 2 項第13号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅が二棟以上建設される場合における同号に規定する要件に該当するかどうかの判定については、次による。 (1) 措置法令第20条の 2 第15項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、次の点に留意する。 イ。 ロ。 ハ。 (2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部分が措置法令第20条の 2 第13項第 4 号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、。 (併用住宅の場合) 31の 2 - 23 住宅以外の部分の床面積が全体の床面積の 2 分の 1 未満である併用住宅は、措置法第31条の 2 第 2 項第13号に規定する「住宅」に該当するものとする。したがって、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の 2 第15項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、。 (床面積の意義) 31の 2 - 24 措置法第31条の 2 第 2 項、措置法令第20条の 2 第13項、同条第 15項及び措置法規則第13条の 3 第 1 項に規定する床面積は、建築基準法施	(換地処分後の土地等の譲渡) 31の 2 - 21、当該換地処分により取得した土地等をその取得の日から当該期間の末日までの間に措置法第31条の 2 第 2 項第 12号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人に譲渡したとき (当該譲渡に係る土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供される場合に限る。) は、。 (住宅の床面積等) 31の 2 - 22 措置法第31条の 2 第 2 項第12号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅が二棟以上建設される場合における同号に規定する要件に該当するかどうかの判定については、次による。 (1) 措置法令第20条の 2 第14項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、次の点に留意する。 イ。 ロ。 ハ。 (2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部分が措置法令第20条の 2 第12項第 4 号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、。 (併用住宅の場合) 31の 2 - 23 住宅以外の部分の床面積が全体の床面積の 2 分の 1 未満である併用住宅は、措置法第31条の 2 第 2 項第12号に規定する「住宅」に該当するものとする。したがって、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の 2 第14項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、。 (床面積の意義) 31の 2 - 24 措置法第31条の 2 第 2 項、措置法令第20条の 2 第12項、同条第 14項及び措置法規則第13条の 3 第 1 項に規定する床面積は、建築基準法施

改 正 後	改 正 前
行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。 (土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 31の2 - 25 (1) (2) 同項第6号に規定する建築物の建築をする事業を行う者 (3) 同項第8号、第10号又は第11号に規定する個人又は法人 (4) 同項第12号に規定する個人又は法人 (「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定) 31の2 - 28 措置法令第20条の2第16項から第18項までの規定により確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間を判定する場合は、措置法第31条の2第2項第8号若しくは第9号に規定する「一団の宅地の造成を行う個人又は法人」、同項第10号若しくは第11号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第12号若しくは第13号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第9項第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行うのであるから留意する。したがって、土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる住宅建設の用に供される一団の宅地の造成事業にあっては、. なお、措置法令第20条の2第16項第5号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、. (注) 措置法令第20条の2第17項又は第18項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は.、その全部が措置法第31条の2第2項第8号から第13号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、.	行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。 (土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 31の2 - 25 (1) (2) 同項第5号に規定する建築物の建築をする事業を行う者 (3) 同項第7号、第9号又は第10号に規定する個人又は法人 (4) 同項第11号に規定する個人又は法人 (「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定) 31の2 - 28 措置法令第20条の2第15項から第17項までの規定により確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間を判定する場合は、措置法第31条の2第2項第7号若しくは第8号に規定する「一団の宅地の造成を行う個人又は法人」、同項第9号若しくは第10号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第11号若しくは第12号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第9項第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行うのであるから留意する。したがって、土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる住宅建設の用に供される一団の宅地の造成事業にあっては、. なお、措置法令第20条の2第15項第5号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、. (注) 措置法令第20条の2第16項又は第17項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は.、その全部が措置法第31条の2第2項第7号から第12号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、.

改 正 後	改 正 前
(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類) 31の 2 - 29、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第 2 項第 8 号から第13号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、.、措置法規則第13条の 3 第 1 項第 8 号から第13号までに掲げる書類 (当該書類で既に交付しているものを除く。) を交付しなければならないこととされているが、.。 措置法第32条 ((短期譲渡所得の課税の特例)) 関係 (端数計算) 32 - 3 (その年中の譲渡所得で法第31条第 1 項 (同条第 2 項、法第31条の 2 又は第31条の 3 の規定により適用される場合を含む。第10項を除き、以下第24条までにおいて同じ。) 及び法第32条第 1 項 (.)) 。 。 (注) 。 措置法第33条 ((収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)) 関係 (土地等の使用に伴う損失の補償金を対価補償金とみなす場合) 33 - 26、土地収用法等の規定により収用をし又は取壊し若しくは除去をしなけりばならなくなった場合において交付を受ける当該資産の対価又は損失に対する補償金 (措置法令第22条第13項に規定するものに限る。) は、. 。	(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類) 31の 2 - 29、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第 2 項第 7 号から第12号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、.、措置法規則第13条の 3 第 1 項第 7 号から第12号までに掲げる書類 (当該書類で既に交付しているものを除く。) を交付しなければならないこととされているが、. 。 措置法第32条 ((短期譲渡所得の課税の特例)) 関係 (端数計算) 32 - 3 (その年中の譲渡所得で法第31条第 1 項 (同条第 2 項、法第31条の 2 又は第31条の 3 の規定により適用される場合を含む。第 8 項を除き、以下第24条までにおいて同じ。) 及び法第32条第 1 項 (.)) 。 。 (注) 。 措置法第33条 ((収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)) 関係 (土地等の使用に伴う損失の補償金を対価補償金とみなす場合) 33 - 26、土地収用法等の規定により収用をし又は取壊し若しくは除去をしなけりばならなくなった場合において交付を受ける当該資産の対価又は損失に対する補償金 (措置法令第22条第13項に規定するものに限る。) は、. 。

改 正 後	改 正 前
(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金) 33 - 28、当該資産自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第22条第16項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。 (取壊し等による損失補償金の取扱い) 33 - 28の2、当該資産の対価又は損失に対する補償金(措置法令第22条第16項に規定するものに限る。)を取得するときは、。 (発生資材等の売却代金) 33 - 29、措置法令第22条第16項第2号に規定する補償金の額には該当しないのであるから留意する。 (権利変換により借家権を取得しない場合の補償金) 33 - 31。 (1) (2) 都市再開発法第71条第3項((権利変換を希望しない旨の申出等))の規定による申出の理由が措置法令第22条第10項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、. (経費補償金等の課税延期) 33 - 33、収用等のあった日の属する年の翌年1月1日から収用等のあった日以後2年(地下鉄工事のため<u>いったん</u>建物を取り壊し、工事完成後従前の場所に建築する場合等措置法令第22条第13項各号((代替資産の取得期限の特例))に掲げる場合に該当するときは、)。	(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金) 33 - 28、当該資産自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第22条第13項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。 (取壊し等による損失補償金の取扱い) 33 - 28の2、当該資産の対価又は損失に対する補償金(措置法令第22条第13項に規定するものに限る。)を取得するときは、。 (発生資材等の売却代金) 33 - 29、措置法令第22条第13項第2号に規定する補償金の額には該当しないのであるから留意する。 (権利変換により借家権を取得しない場合の補償金) 33 - 31。 (1) (2) 都市再開発法第71条第3項((権利変換を希望しない旨の申出等))の規定による申出の理由が措置法令第22条第9項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、. (経費補償金等の課税延期) 33 - 33、収用等のあった日の属する年の翌年1月1日から収用等のあった日以後2年(地下鉄工事のため<u>一たん</u>建物を取り壊し、工事完成後従前の場所に建築する場合等措置法令第22条第11項各号((代替資産の取得期限の特例))に掲げる場合に該当するときは、)。

改 正 後	改 正 前
措置法第33条の4 ((収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除))関係 (仲裁の申請等があった場合の留意事項) 33の4 - 2 措置法第33条の4第1項の規定は、原則として、最初に買取り等の申出のあった日から6か月を経過した日までに当該申出に係る資産を譲渡しなかった場合には適用がないのであるが、最初に買取り等の申出があった日から6か月を経過した日までに当該申出に係る資産につき次に掲げる申請等が行われている場合には、当該申請等に係る資産の譲渡については、当該譲渡が最初に買取り等の申出があった日から6か月を経過した日後に行われた場合であっても、同項の規定の適用があるのであるから留意する。 (1) 土地収用法第15条の7第1項の規定による仲裁の申請 (同法第15条の11第1項に規定する仲裁判断があった場合に限る。) (2) (3) (4) (「許可を要しないこととなった場合」等の意義) 33の4 - 2の2 措置法令第22条の4第2項第3号に規定する「当該申請をした日後に当該許可を要しないこととなった場合」とは、.。 (1) (2) (許可申請の取下げがあった場合) 33の4 - 2の3、措置法令第22条の4第2項第3号の規定の適用については、.。 (仲裁判断等があった場合の証明書類) 33の4 - 2の4 措置法施行規則第15条第2項第2号に規定する「当該買取	措置法第33条の4 ((収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除))関係 (補償金の支払請求等があった場合の留意事項) 33の4 - 2 措置法第33条の4第1項の規定は、原則として、最初に買取り等の申出のあった日から6か月を経過した日までに当該申出に係る資産を譲渡しなかった場合には適用がないのであるが、最初に買取り等の申出があった日から6か月を経過した日までに当該申出に係る資産につき次に掲げる請求等が行われている場合には、当該請求等に係る資産の譲渡については、当該譲渡が最初に買取り等の申出があった日から6か月を経過した日後に行われた場合であっても、同項の規定の適用があるのであるから留意する。 (1) (2) (3) (「許可を要しないこととなった場合」等の意義) 33の4 - 2の2 措置法令第22条の4第2項第2号に規定する「当該申請をした日後に当該許可を要しないこととなった場合」とは、.。 (1) (2) (許可申請の取下げがあった場合) 33の4 - 2の3、措置法令第22条の4第2項第2号の規定の適用については、.。 (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>り等につき施行令第22条の4第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その旨を証する書類」とは、次の書類をいうのであるが、同規則第15条第2項第2号の「公共事業施行者の買取り等の年月日及び当該買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類」に措置法第33条の4第3項第1号に規定する公共事業施行者（以下33の4 - 7までにおいて「公共事業施行者」という。）が(1)から(4)に掲げる日を記載している場合には、それぞれ(1)から(4)に掲げる書類の提出を省略しても差し支えないものとする。</u> <u>(1) 仲裁判断があった場合 仲裁の申請をした日及び仲裁判断のあった日の記載のある仲裁判断書の写し</u> <u>(2) 補償金の支払請求があった場合 補償金の支払の請求をした日の記載のある収用裁決書の写し</u> <u>(3) 農地法の許可を受ける場合 申請をした日及び許可があった日の記載のある許可申請書の写し</u> <u>(4) 農地法の届出をする場合 届出書を提出した日及び受理した日の記載のある受理通知書の写し</u> （漁業権等の消滅により取得する補償金等の譲渡期間の取扱い） 33の4 - 3の2、漁業権等につき公共事業 施行者から漁業協同組合等に対して最初を買取り等の申出があった日から 6か月を経過した日後において当該組合員の漁業を営む権利（）。 （注）。 措置法第34条の2（（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）） 関係 （都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成事業） 34の2 - 8。	（漁業権等の消滅により取得する補償金等の譲渡期間の取扱い） 33の4 - 3の2 漁業権等につき <u>同号に規定する</u>公共事業施行者から漁業協同組合等に対して最初を買取り等の申出 があった日から6か月を経過した日後において当該組合員の漁業を営む権 利（）。 （注）。 措置法第34条の2（（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）） 関係 （都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成事業） 34の2 - 8。

改 正 後	改 正 前
(1)。 (2)。 (3) 措置法令第22条の8 <u>第9項</u>に定める要件に該当するかどうかを判定する場合には、次の点に留意する。 イ。 ロ。 ハ。 (土地区画整理事業として行われる宅地造成事業) 34の2 - 9。 (1)。 (2)。 (3)、その全部が措置法令第22条の8 <u>第10項</u>に規定する面積要件に該当するものでなければならないこと。 (都市計画区域内において行われる住宅建設事業) 34の2 - 10。 (1)。 (2)、その全部が措置法令第22条の8 <u>第11項</u>に規定する床面積要件に該当するものでなければならないことに留意する。 (土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期) 34の2 - 13、当該事業に係る土地区画整理法第4条第1項((施行の認可))又は第14条第1項若しくは第3項((設立の認可))に規定する認可の申請があった日の属する年の1月1日以後(当該事業の同法第2条第4項((定義))に規定する施行地区内の土地等につき措置法令第22条の8 <u>第7項</u>に規定する仮換地の指定が行われた場合には、.。 (特例の適用対象となる「特定商業集積を構成する施設を設置する事業」の範囲) 34の2 - 22、措置法令第22条の8 <u>第19項</u>	(1)。 (2)。 (3) 措置法令第22条の8 <u>第8項</u>に定める要件に該当するかどうかを判定する場合には、次の点に留意する。 イ。 ロ。 ハ。 (土地区画整理事業として行われる宅地造成事業) 34の2 - 9。 (1)。 (2)。 (3)、その全部が措置法令第22条の8 <u>第9項</u>に規定する面積要件に該当するものでなければならないこと。 (都市計画区域内において行われる住宅建設事業) 34の2 - 10。 (1)。 (2)、その全部が措置法令第22条の8 <u>第10項</u>に規定する床面積要件に該当するものでなければならないことに留意する。 (土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期) 34の2 - 13、当該事業に係る土地区画整理法第4条第1項((施行の認可))又は第14条第1項若しくは第3項((設立の認可))に規定する認可の申請があった日の属する年の1月1日以後(当該事業の同法第2条第4項((定義))に規定する施行地区内の土地等につき措置法令第22条の8 <u>第6項</u>に規定する仮換地の指定が行われた場合には、.。 (特例の適用対象となる「特定商業集積を構成する施設を設置する事業」の範囲) 34の2 - 22、措置法令第22条の8 <u>第18項</u>

改 正 後	改 正 前
第2号に規定する要件のすべてを満たす同意基本構想に係る事業に該当し、かつ、同条第20項第2号に規定する法人が同条第21項に規定する特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業に該当するものに限られることに留意する。この場合において、当該事業に係る同意基本構想が措置法令第22条の8第19項第2号のロ又はハの要件に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。 (1) 措置法令第22条の8第19項第2号ロに定める面積基準は、・・・・。 (2) 措置法令第22条の8第19項第2号ハに定める要件は、・・・・。 措置法第36条の6((特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例))関係 (買換え家屋の床面積要件及び買換え土地等の面積要件の判定) 36の6 - 6・・・・。 (1) その家屋の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が <u>280㎡(譲渡資産の譲渡が平成13年4月1日前である場合は 240㎡)</u> 以下で、・・・・。 (2)・・・・。 (3)・・・・。 (4)・・・・。 (5)・・・・。 (6)・・・・。 (7)・・・・。 措置法第39条((相続財産に係る譲渡所得の特例))関係 (同一銘柄の株式を譲渡した場合の適用関係) 39 - 20 譲渡所得の基因となる株式(株式の引受けによる権利、<u>新株の引受け及び新株予約権を含む。</u>以下この項において同じ。)・・・・。	第2号に規定する要件のすべてを満たす同意基本構想に係る事業に該当し、かつ、同条第19項第2号に規定する法人が同条第20項に規定する特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業に該当するものに限られることに留意する。この場合において、当該事業に係る同意基本構想が措置法令第22条の8第18項第2号のロ又はハの要件に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。 (1) 措置法令第22条の8第18項第2号ロに定める面積基準は、・・・・。 (2) 措置法令第22条の8第18項第2号ハに定める要件は、・・・・。 措置法第36条の6((特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例))関係 (買換え家屋の床面積要件及び買換え土地等の面積要件の判定) 36の6 - 6・・・・。 (1) その家屋の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が <u>240㎡(譲渡資産の譲渡が平成13年4月1日以後である場合は 280㎡)</u> 以下で、・・・・。 (2)・・・・。 (3)・・・・。 (4)・・・・。 (5)・・・・。 (6)・・・・。 (7)・・・・。 措置法第39条((相続財産に係る譲渡所得の特例))関係 (同一銘柄の株式を譲渡した場合の適用関係) 39 - 20 譲渡所得の基因となる株式(株式の引受けによる権利<u>及び新株引受け権を含む。</u>以下この項において同じ。)・・・・。